

昭和二十八年郵政省令第三十六号

有線電気通信法施行規則

有線電気通信法施行規則を次のように定める。

(設備の設置の届出)

第一条 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号。以下「法」という。）第三条第一項及び第二項の規定による有線電気通信設備の設置の届出は、法第三条第二項各号に掲げる有線電気通信設備（次条に掲げるものを除く。）にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第二及び別紙様式第三の書類を添え、その他の有線電気通信設備にあつては、別紙様式第一の届出書に別紙様式第二の書類を添え、当該設備の設置の場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含むものとし、設備の設置の場所が二以上の総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）の管轄する地域にわたる場合は、そのうちいずれか一の総合通信局長とする。以下「所轄総合通信局長」という。）を經由して行うものとする。

(共同設置の設備等に係る届出を要しない設備)

第二条 法第三条第二項の総務省令で定める有線電気通信設備は、次のとおりとする。

- 一 二人以上の者が共同して設置する有線電気通信設備（以下「共同設置の設備」という。）であつて、次に掲げるもの
 - イ 電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）が設置するもの（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）
 - ロ 設備の一部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）又は同一の建物内であるもの（以下「構内等設備」という。）
 - ハ 放送法（昭和二十五年法律第三十二号）第二条第三号に規定する一般放送の業務を行うための有線電気通信設備（以下「有線放送設備」という。）
- 二 他人（電気通信事業者を除く。）の設置した有線電気通信設備と相互に接続される有線電気通信設備（以下「相互接続の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの
 - イ 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な通信の用に供するとき。
 - ロ 法第八条第一項の規定による命令を受けたとき。
 - ハ 電気通信事業者の設置する有線電気通信設備（電気通信事業法第四十四条第一項に規定する事業用電気通信設備を除く。）であるとき。
 - ニ 一の構内又は一の建物にある二以上の構内等設備を接続するとき。
 - ホ 有線放送設備を接続するとき。
- 三 他人の通信の用に供される有線電気通信設備（以下「他人使用の設備」という。）であつて、次に掲げる場合のもの
 - イ 前号イ、ロ又はハに掲げる場合
 - ロ 前号ニに掲げる場合であつて、接続した者が相互に使用するとき。
 - ハ その設備が電気通信事業法第七十条第一項の規定により電気通信事業者の設置する電気通信回線設備に接続したものであるとき。
 - ニ 放送法第二条第三号に規定する一般放送を行うとき（同号に規定する一般放送の業務を行おうとする者からその業務の用に供するため有線放送設備の使用の申込みを受けその承諾をしたときを除く。）。
 - ホ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第七十八条第二項の規定により警察庁又は都道府県警察が使用するとき。
 - ヘ 消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第四十一条の規定により消防庁又は地方公共団体が使用するとき。
 - ト 犯罪の捜査その他その業務に必要な通信を行うため、警察庁又は都道府県警察の設置した有線電気通信設備を法務省が使用するとき。
 - チ 地下街、地下トンネル、その他これに準ずる場所に設置した無線通信補助設備を警察事務又は消防事務を行う者が当該事務を行うために使用するとき。
 - リ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。
 - ヌ 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）第十一条の規定により内閣総理大臣、都道府県知事、同法第十三条の規定により救助の実施に関する都道府県知事の職権の一部を委任された市町村長（特別区の区長を含む。）又はこれらの者の命を受けた者が使用するとき。
 - ル 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十条において準用する場合を含む。）又は第七十九条（同法第二十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長が使用するとき。
 - ヲ 郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）第八条の規定により日本郵便株式会社が使用するとき。
 - ワ その設備が老人その他他人の介護を必要とする者の福祉のために設置した有線電気通信設備であつて、別に告示するものであるとき。

(共同設置の設備等に係る届出を要する事項)

第三条 法第三条第二項に規定する総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 共同設置の設備の場合
 - イ 使用の態様
 - ロ 共同して設置する設備の部分（設備の全部を共同して設置する場合を除く。）
 - ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況
- 二 相互接続の設備の場合
 - イ 使用の態様
 - ロ 接続先の設備の設置者及びその設置の場所
 - ハ 接続のための設備の概要及びその設置の場所
- 三 他人使用の設備の場合
 - イ 使用の態様
 - ロ 使用の条件
 - ハ 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況

(設備の変更の届出)

第四条 法第三条第三項の規定による有線電気通信設備の変更の届出は、別紙様式第四の届出書に変更に係る事項（新旧対照を含む。）を記載した書類を添え、所轄総合通信局長を経由して行うものとする。

(設備の廃止の届出)

第五条 有線電気通信設備を設置した者は、その設備を廃止したときは速やかにその旨を別紙様式第五の届出書により、所轄総合通信局長を経由して総務大臣に届け出なければならない。

(設置の届出を要しない設備)

第六条 法第三条第四項第五号に規定する有線電気通信設備は、次のとおりとする。

- 一 電気通信事業法第五十二条第一項の規定により接続する端末設備
- 二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）第五十条の規定により設置するもの（自家用電気工作物の用に供するものに限り、法第三条第二項各号に掲げるもの（第二条に掲げるものを除く。）を除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、臨時かつ緊急の用に供するために設置するものであつて、その設置の期間が三十日未満のもの（本邦外にわたる設備の設置の許可）

第七条 法第四条ただし書の許可を受けようとする者は、別紙様式第六の申請書に別紙様式第七の書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、法第四条ただし書の規定により許可をしたときは、別紙様式第八の許可状を交付する。

3 総務大臣は、法第四条ただし書の許可をしないこととしたときは、その旨を申請者に通知する。

(陸揚局における異常又は不審な事象の報告)

第八条 法第四条ただし書の許可を受けた者のうち、その者の当該許可に係る有線電気通信設備（電気通信事業者がその一部を電気通信事業の用に供するものに限る。以下「本邦外設置有線電気通信設備」という。）の数（本邦内の陸揚地点が二以上である本邦外設置有線電気通信設備については、当該陸揚地点の数をその本邦外設置有線電気通信設備の数とする。）の本邦外設置有線電気通信設備の数の総数に対する割合が十分の一以上であるものとして総務大臣が指定するもの（以下「指定本邦外設置有線電気通信設備設置者」という。）は、その本邦外設置有線電気通信設備の本邦内の陸揚局における異常又は不審と認められる事象が生じたときは、速やかにその発生日時及び場所、概要、原因、措置模様その他参考になる事項について適当な方法により総務大臣に報告するとともに、その詳細について、その事象の発生を知つた日から三十日以内に別紙様式第九により総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について前項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 総務大臣は、第一項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により指定を解除したときには、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者にその旨を通知するものとする。

(届出書等の提出部数)

第九条 法又はこの省令の規定により総務大臣に提出する届出書又は許可の申請書及びこれらに添える書類（次条において「届出書等」という。）の提出部数は、正本一通及び副本一通（届出又は許可の申請に係る有線電気通信設備の設置の場所が二以上の総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。以下同じ。）の管轄区域にわたる場合は、これらの総合通信局の数と同数）とする。

(電磁的方法による提出)

第九条の二 この省令の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて行うことができる。

2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。

(検査職員の証明書)

第十条 法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第十のとおりとする。

(意見の聴取の公告及び予告)

第十一条 審理員は、法第十条に規定する意見の聴取をしようとするときは、意見聴取会を開始すべき日の一週間前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨を公告するものとする。

2 審理員は、前項の意見の聴取をしようとするときは、意見の聴取を開始すべき日の一週間前までに、意見聴取会の期日、場所及び事案の要旨をその審査請求人に予告しなければならない。

(意見聴取会)

第十二条 意見聴取会は、審理員が議長として主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、関係行政庁の職員、学識経験者その他参考人に対し、意見聴取会に出席を求めることができる。

3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席をしようとする者は、審理員の許可を得なければならない。ただし、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者又はその代理人は、この限りでない。

4 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

5 意見聴取会に審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつてその陳述に代えることができる。

6 審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

7 議長は、審査請求人若しくは利害関係人又はこれらの代理人のする陳述又は証拠の提示が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これらの行為を制限することができる。

8 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

9 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。

10 議長は、前項の規定により意見聴取会を延期し、又は続行する場合は、次回の意見聴取会の期日及び場所を定め、これを公告し、審査請求人又はその代理人にこれを通知しなければならない。

(調書)

第十三条 議長は、意見の聴取に際しては、調書を作成しなければならない。

2 調書には、次の事項を記載し、議長が署名しなければならない。

- 一 事案の件名
- 二 意見聴取会の期日及び場所
- 三 議長の職名及び氏名

- 四 審査請求人又はその代理人の住所及び氏名
- 五 出席した利害関係人又はその代理人の住所及び氏名
- 六 出席した行政庁の職員、学識経験者その他の参考人の氏名
- 七 陳述の要旨
- 八 証拠が提示されたときは、その旨
- 九 その他参考となるべき事項

3 審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

(国に対する適用)

第十四条 この省令の規定を国に適用する場合において、「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日（昭和二十八年八月一日）から施行する。

附 則（昭和二八年二月一日郵政省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年一月七日郵政省令第三七号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行し、第一項は、昭和二十九年四月一日から、第二項は、昭和二十九年七月一日から適用する。

附 則（昭和三二年七月二四日郵政省令第一七号） 抄

1 この省令は、法の施行の日（昭和三十二年八月一日）から施行する。

附 則（昭和三三年六月三〇日郵政省令第一七号） 抄

1 この省令は、公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百三十七号）の施行の日（昭和三十三年七月一日）から施行する。

附 則（昭和四一年六月二四日郵政省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年八月三〇日郵政省令第二一号）

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十四年九月一日から施行する。

(経過規定)

2 この省令による改正前の規定に基づく手続その他の行為は、改正後のこれに相当する規定によつてしたもののみならず。

附 則（昭和四七年三月一六日郵政省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年五月一日郵政省令第一六号）

この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

附 則（昭和四七年七月一七日郵政省令第二七号）

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の有線電気通信法施行規則又は有線放送の設備及び業務に関する届出の特例の規定によりされた申請、届出その他の行為は、改正後の有線電気通信法施行規則又は有線放送の設備及び業務に関する届出の特例の相当規定によりされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 法第十二条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証票は、当分の間、改正前の有線電気通信法施行規則別紙様式第五で定める様式によることがある。この場合において、改正前の有線電気通信法施行規則別紙様式第五で定める様式による証票は、改正後の有線電気通信法施行規則別紙様式第十三に定める様式による証票とみなす。

附 則（昭和四七年一月二四日郵政省令第四〇号） 抄

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（昭和四十八年一月一日）から施行する。

附 則（昭和五三年四月六日郵政省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年三月二五日郵政省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年一月四日郵政省令第五九号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正前の有線電気通信法施行規則別紙様式第十三に定める様式による証票は、当分の間、改正後の有線電気通信法施行規則別紙様式第十三に定める様式による証票とみなす。

附 則（昭和六〇年四月一日郵政省令第三四号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（平成六年九月三〇日郵政省令第六七号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日郵政省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月二九日郵政省令第九二号）

この省令は、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一一年一月一日郵政省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則（平成一四年一月二五日総務省令第五号）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、法の施行の日（平成十四年一月二十八日）から施行する。

附 則（平成一五年一月一四日総務省令第一七号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月二四日総務省令第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一〇月一日総務省令第一二七号）

この省令は、電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）の施行の日（平成十五年十月二日）から施行する。

附 則（平成一六年三月二二日総務省令第四四号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成一七年六月二九日総務省令第一〇六号）

この省令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附 則（平成一八年六月一四日総務省令第九六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年二月八日総務省令第一一〇号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年一〇月一日総務省令第一三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月二九日総務省令第七〇号）

(施行期日)

1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に改正前の有線電気通信法施行規則第六条第二号の規定の適用を受けている有線電気通信設備（放送法等改正法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第三条の許可を受けている者が設置するものに限る。）に対する同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年九月二七日総務省令第八七号）

この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二五年九月二六日総務省令第八九号）

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成二八年三月二三日総務省令第二四号）

この省令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一一月一九日総務省令第一〇四号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附 則（令和三年三月一九日総務省令第二四号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一二月二七日総務省令第一〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に有線電気通信法第四条ただし書の許可を受けている者は、この省令による改正後の有線電気通信法施行規則別紙様式第七の書類（本邦外設置有線電気通信設備に係るものに限る。）を遅滞なく総務大臣に提出しなければならない。

別紙様式第一（第1条関係）

有線電気通信設備設置届

年 月 日

総務大臣 殿

届出者 郵便番号
住 所(法人にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地)
(ふりがな)
氏 名
(共同設置の設備にあつては、
以下に共同設置者の住所及び
氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

- 注 1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない有線電気通信設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備にあつては、「及び第2項」の文字を抹消すること。

別紙様式第二(第1条関係)

事 項 書

1 有線電気通信の方式

注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

2 通信事項

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機械(中継増幅器及び光電変換器を除く。)

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔距離

設備 付近 の他の施設		架空電線 の支持物	単独柱の 架空電線	共架柱の 架空電線	屋内電線	地中電線	備 考
電 線			m	m			
強 電 流 電 線	低 圧	()m	()	()	m	m	
	高 圧	()	()	()			
	特別高圧	()	()	()			
建 造 物							

注1 強電流電線の「備考」欄には、その種別(強電流ケーブル等)及び保護網(線)設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の()内に記入すること。また、「備考」欄には、注1の要領で記入すること。

イ 道路等との関係

設備 関係	架空電線	備考
付近の他の施設	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道路	m	
鉄道又は軌道		
横断歩道橋		
その他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機械

ア 交換機

種類	回線容量	台数	備考
	()		

注1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること。

2 ()内は実装を記入すること。

イ 増幅器(中継増幅器を含む。)又は光電変換器

種類	定格出力レベル	台数	備考
	W又はdBm		

注1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD(1.5 μ m)」、「LED(0.85 μ m)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタツプオフ等を明記すること。(ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

種類	台数	備考

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線路

ア 線条

架空、地下、水底の別	線種	対数	こう長	延長	備考
			km	km	
計					

注1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル(光ファイバ)」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとする。

イ 電柱

種類	数量	共架電柱の相手方別数量			備考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
	本	本	本	本	
計					

注1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。

2 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

3 共架電柱を除く木柱については、長さ6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであつて元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分の長さが10センチメートル以下であるもの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回線の種別	周波数の別	電力	備考

注1 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。

2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。

3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第3条第1号又は第2号に掲げる通信回線にあつては「ワット」とし、その他の通信回線にあつては「デシベル」とすること。

4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号及び第5号に掲げる場合に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

5 工事開始及び設置の予定期日

注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6 その他

備考 1 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

設 備	省略することができる事項	備 考
法第3条第4項第2号に掲げる有線電気通信設備を用いて放送法第2条第1号に規定する放送の業務以外の業務を行うもの	放送法第126条第2項の申請書に記載された事項に係るもの	
構内等設備	3(2) 3(3)	左欄に掲げる設備であつて、共同設置の設備(共同して設置する設備の部分が端末機器のみのもの又は構内等設備のみのものに限る。)又は他人使用の設備(相互接続の設備を除く。)に限る。
法第3条第4項第4号に掲げる者が設置するもの	4(1)アのうち「回線容量」、「台数」及び「備考」 4(1)イのうち「定格出力レベル」、「台数」及び「備考」	
電気事業法の規定に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令第50条の規定により設置するもの(自家用電気工作物の用に供するものに限る。)	4(1)ウのうち「台数」及び「備考」 4(2)アのうち「対数」、「こう長」、「延長」及び「備考」 4(2)イのうち「数量」、「共架電柱の相手方別数量」及び「備考」 4(3) 4(4)	

2 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、様式の一部を変更することができる。

3 用紙は、日本産業規格A列4番とすること。

別紙様式第三(第1条関係)

共同設置

相互接続の設備の事項書

他人使用

注 届出に係る設備が法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当するところに
応じて不要の文字を抹消すること。

1 使用の態様

注 他人使用の設備にあつては、設置者以外の使用者名、その者の使用範囲及び使用
方法等、その他の設備にあつては、設置者ごとの通信の相手方の範囲等使用予定形
態を記入すること。

2 共同して設置する設備の部分(共同設置の設備に限る。)

注 回線図に記入すること。

3 他人の通信の秘密の確保に関する措置の状況(共同設置の設備又は他人使用の設備に限る。)

注 他人の通信の取扱いに係る通信の秘密の確保に関する契約又は取決め等の内容を
記入すること。ただし、有線放送設備については、記載を要しない。

4 接続先の設備の設置者名及びその設置の場所(相互接続の設備に限る。)

注 設備の設置の場所については、別紙様式第二の3の(1)に準じて記入すること。

5 接続のための設備の概要及びその設置の場所(相互接続の設備に限る。)

注 別紙様式第二の3及び4に準じて記入すること。

6 使用の条件(他人使用の設備に限る。)

注 使用料、使用時間等使用に供する条件を記入すること。

7 その他

備考 1 回線図を添付すること。

2 届出に係る設備が法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備に該当する
ところに応じて必要な項目が記入されている場合は、様式の一部を変更するこ
とができる。

3 用紙は、日本産業規格A列4番とすること。

別紙様式第四（第4条関係）

有線電気通信設備変更届

年 月 日

総務大臣 殿

届出者 郵便番号

住 所(法人にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地)
(ふりがな)
氏 名
(共同設置の設備にあつては、
以下に共同設置者の住所及び
氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を下記により変更するので、有線電気通信法第3条第3項の規定に基づき、別紙の書類を添えて届け出ます。

記

1 変更事項

2 変更に係る設備の届出年月日

注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更事項については、「有線電気通信の方式」、「設備の設置の場所」等と記入すること。

3 変更により法第3条第2項各号に掲げる設備(第2条に掲げるものを除く。)に該当することとなるときは、別紙様式第三の書類を添えて提出すること。

4 変更工事開始及び完了の予定年月日

別紙様式第五(第5条関係)

有線電気通信設備廃止届

年 月 日

総務大臣 殿

届出者 郵便番号
住 所

(ふりがな)

氏 名

(共同設置の設備にあつては、以
下に共同設置者の住所及び氏
名を連記すること。)

有線電気通信設備を下記により廃止したので、有線電気通信法施行規則第5条の規定に基づき、届け出ます。

記

- 1 廃止年月日 年 月 日
- 2 廃止に係る設備の届出年月日 年 月 日
(番号)
- 3 設備の設置場所

別紙様式第六(第7条関係)

有線電気通信設備本邦外設置許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

申請者 郵便番号
住 所(法人にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地)
(ふりがな)
氏 名

本邦外にわたる有線電気通信設備を設置したいので、有線電気通信法施行規則第7条第1項の規定に基づき、別紙の書類を添えて申請します。

注 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。

別紙様式第七(第7条関係)

本邦外設置事項書

- 1 設置を必要とする事由
- 2 設備の使用の態様
 - (1) 設備の設置の場所
 - (2) 総延長
 - (3) 電気通信事業の用に供する場合にあつては、当該電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量(総容量及び設置者等が保有する容量)
 - (4) 電気通信事業の用に供する場合にあつては、陸揚局の所有者及び管理者並びに陸揚局の管理の状況
 - (5) 陸揚局に接続される電気通信設備の設置者、概要及び設置の場所等
- 3 有線電気通信の方式
- 4 通信事項
- 5 陸揚地点及び陸揚局の設置の場所
- 6 設備の概要
 - (1) 機械
 - (2) 線路
- 7 当該設備の本邦外の地域における陸揚の許可の有無
- 8 設置の予定期日
- 9 その他参考事項
 - 注1 設備の設置の場所については、電気通信事業の用に供する場合にあつては、複数の地点における緯度及び経度を記入すること。
 - 2 電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量(総容量及び設置者等が保有する容量)については、申請時において未確定の場合は、申請時に予想される回線容量を記載すること。
 - 3 通信事項については、電気通信事業の用に供する場合においては、その旨を記載すること。
 - 4 陸揚地点及び陸揚局の設置の場所については、陸揚地点の市区町村名及び陸揚局の所在地を記載すること。
 - 5 当該設備の本邦外の地域における陸揚の許可の有無については、陸揚の許可を受けた場合にあつては、当該許可を受けた者を記載すること。
 - 6 その他参考事項については、設備に係る建設保守に関する協定又は契約を締結する場合は、当該協定又は契約の相手方に関する事項を記載し、当該協定書又は契約書の写しを添付すること。

別紙様式第八(第7条関係)

第 号	
有線電気通信設備本邦外設置許可状	
設 置 者	
許 可 事 項	
設備の設置の場所	
設 備 の 概 要	
備 考	
年 月 日	
総 務 大 臣 ㊟	

(日本産業規格A列4番)

別紙様式第九（第8条関係）

本邦外設置有線電気通信設備の陸揚局における異常又は不審な事象の報告

年 月 日

総務大臣 殿

報告者 郵便番号

(ふりがな)

住 所 (法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

氏 名 (共同設備の設置者にあつては、以下に共同設置者の住所及び氏名を連記すること。)

発生年月日及び時刻	
発生場所	
当該事態の全体概要	
当該事態により影響を受けた電気通信設備の概要	
措置模様 (対応状況。復旧予定日時を含む。)	
発生原因	
再発防止策	

別紙様式第十(第10条関係)

第	号		
有線電気通信設備検査職員証明書			
この証明書を携帯する職員は、有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第6条第1項の規定により立入検査をする権限を有する者であることを証する。			
所	属		
氏	名		
交	付		
年	月	日	
有効期限	年	月	日
総 務 省 印			

注 大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。